

# 「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

## 1 趣旨

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第75条第2項の規定に基づく業務上の疾病の範囲については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）別表第1の2において具体的に定められている。
- 業務上の疾病の範囲については、新たな医学的知見の公表等の状況、労働災害の発生状況等を踏まえ、平成21年3月から、「労働基準法施行規則第35条専門検討会」において、数回にわたり検討を行ってきたところである。
- 今般、「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」（平成21年12月21日）がとりまとめられたことから、本報告書を踏まえ、労基則別表第1の2について所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

労基則別表第1の2を以下のとおり改正する。

### (1) 対象業務等を見直すもの

- ① 労基則別表第1の2第3号4（上肢障害関係）について  
労基則別表第1の2第3号4を「電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」とする。
- ② 労基則別表第1の2第6号1（伝染性疾患関係）について  
対象業務に「介護の業務」を追加する。

### (2) 業務上の疾病の範囲を見直すもの

以下の疾病を業務上の疾病の範囲に追加する。

- ① 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- ② 塩化ビニルにさらされる業務による肝細胞がん
- ③ 電離放射線にさらされる業務による多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- ④ 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病
- ⑤ 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病

## 3 施行期日

公布の日